

千葉県LED防犯街灯照明機器更新等
包括業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年2月

千葉県

目次

1	事業趣旨	1
2	事業概要	1
3	応募条件	2
4	応募に関する留意事項	4
5	事業者選定の流れ	4
6	事業全体スケジュール（予定）	5
7	提案書に係る記載事項等	8
8	提案書における提示条件	9
9	審査及び審査結果の通知	9
10	契約に関する事項	10

1 事業趣旨

- ・ 千葉市（以下「本市」という。）では、平成28年度から防犯街灯のLED化事業を実施し、事業開始から約10年が経過する中で、灯具の劣化等による維持管理上の課題が生じつつある。
- ・ また、本市は「千葉市地球温暖化対策実行計画」に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しており、令和4年11月には「脱炭素化先行地域」に選定されている。
- ・ 近年の技術革新により、従来より低消費電力で同等以上の照度を確保できる防犯灯が普及していることから、既存防犯灯を高効率な照明設備に更新することは、防犯環境の維持向上に加え、省エネルギー化及び二酸化炭素排出量削減の観点からも重要である。こうした背景を踏まえ、本市の防犯街灯について一斉更新を行うとともに、更新後の維持管理を一体的に実施することで、効率的かつ持続可能な防犯街灯管理体制の構築を図ることを目的とする。
- ・ 本事業の実施にあたっては、民間事業者の有する技術力、企画力及び運営ノウハウを最大限活用する提案を受けるため、公募型プロポーザル方式によって提案の募集を行うものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託

(2) 場 所

千葉市内全域（ただし、他の自治体との市境付近において、他の自治体の区域内に本市が管理する防犯街灯が設置されている場合は、その範囲も含むものとする。）

(3) 契約方式及び契約期間

ア 契約方式：業務委託契約（ギャランティード・セイビングス契約）

イ 契約期間：契約締結日から令和20年3月31日まで（各業務の実施期間は次のとおり）

① 防犯街灯更新に関する現地確認期間：本契約締結日 から令和10年3月31日まで

② 防犯街灯照明機器更新業務期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

③ 防犯街灯維持管理等業務期間：令和10年4月1日から令和20年3月31日まで

ウ 提案上限額

(ア) 総事業費

1,300,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(イ) 令和9年度支払額【初期投資額】

1,040,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(ウ) 令和10年度から令和19年度までの支払額【維持管理等】

260,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本上限額は、契約金額の上限額を示すものであり、本市が当該金額での契約締結を保証するものではない。

(4) 対象灯数

本事業の対象灯数は、以下のとおり想定している。

ただし、当該灯数は積算上の基準であり、本市が今後実施する町内自治会等に対する意向確認等の結果及び本事業による現地確認の結果により、対象灯数が増減する場合があるため、必要

に応じて契約内容を変更することがある。なお、当該変更は、本市と受注者との協議により行うものとし、変更の内容や契約金額の増減をあらかじめ約束するものではない。

ア 防犯街灯LED化済灯数：47,996灯（うち共架灯：41,311灯、独立灯：6,685灯）

イ 町内自治会等管理灯数：5,235灯（うち共架灯：3,388灯、独立灯：1,847灯）

(5) 業務範囲

業務範囲は、以下のとおりとする。

ア 現地確認・精査等

イ 電力契約の照合・電力契約申込・共架申請

ウ 管理台帳システムのデータベースの構築およびデータ更新

エ 防犯街灯管理プレートの設置

オ 設備更新等に係る計画の策定・設計・施工及び施工管理（業務履行に必要な資機材の調達を含む）

カ 既設防犯街灯設備の撤去・リサイクル及び廃棄処分

キ 更新後設備の維持管理・保証（無償修繕等）

3 応募条件

(1) 応募者（参加表明書等の提出者）の構成等

応募者は、本事業を行う能力を有する単独企業または企業グループ（複数企業の共同体）とし、全てが日本国内の企業とする。

なお、複数企業の共同提案による場合には、以下の要件を満たすこと。

ア 応募する際は、代表者を1者選定すること。また、当該代表者が応募者となり、本市との連絡窓口となること並びに本事業遂行の責を負うものとする。

イ 応募者は、グループの構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にすること。

ウ グループの代表者及び構成員は、単独企業又は他のグループの代表者又は構成員として参加することはできない。

(2) 応募者が複数企業の共同体による場合の役割

ア 応募者は、本事業遂行に関するすべての責任を担い、以下（ア）の役割を担うこと。以下（イ）～（エ）の役割については、グループの各構成員が分担するものとする。なお、2つ以上の役割を担うことも可とする。

(ア) 事業役割

本市との対応窓口及び契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 施工役割

施工及び施工管理に関する業務を実施する。

(ウ) 維持管理役割

設備の維持管理に関する業務を実施する。

(エ) その他役割

上記アからウのほか、必要な役割を担う。

イ 応募者は、グループ代表者及び各構成員間の役割に関する合意書の写しを本市に提出すること。様式は任意とする。

(3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとし、参加表明書の受付期限日現在において、単独企業にあってはア～オの要件を全て満たす必要があり、複数企業の共同体にあってはカの要件を満たす必要がある。

- ア 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格又は千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者。
- イ 令和6・7年度千葉市建設工事入札参加資格（業種：電気工事）の審査を受け、電気工事の等級Aに格付けの資格を有すると認められている者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - (イ) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
 - (オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - (カ) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - (キ) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- エ 地方公共団体が発注する防犯街灯に関する賃貸借又は委託業務（リース、ESCO事業、包括的業務委託を含む。）において、元請として10,000灯以上の灯具更新及び維持管理の受注実績（受注後、契約解除しているものを除く）を有していること。
- オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- カ 複数企業の共同体で参加する場合は、次の要件をすべて満たしていること。
 - (ア) 上記ア及びイの要件については、応募者及び構成員を含む全体として参加資格を満たすこと。
 - (イ) 応募者及び構成員の全てが、上記ウの要件を満たしていること。
 - (ウ) 応募者が上記エの要件を満たしていること。
 - (エ) 上記オの要件については、施工役割を担う者が要件を満たしていること。

(4) 地元業者の活用

施工及び維持管理の業務において、可能な限り市内の事業者を優先的に活用し、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

※地元業者の活用を行う提案については、評価基準書において加点対象とする。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は応募者に無断かつ本事業に対する募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、本市と契約を締結した事業者の提出書類及び電子データを本市が使用する場合は、事業者の承諾を得た上で、無償で使用することができるものとする。

(3) 特許権

本事業の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、事業役割と構成員間の契約無効などのやむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合若しくは重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とし、失格とする。

(10) その他

事業提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し審査を行う。

5 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は「3 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案者及び優秀提案者の選定

本市が設置する「千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託企画提案審査会」（以

下「検討審査会」という。)において提案内容を審査し、最優秀提案者1者(以下「優先交渉権者」という。)及び優秀提案者1者(以下「次点交渉権者」という。)を選定する。

(4) 最終提案書の作成及び詳細協議

優先交渉権者が提案書に基づき作成する資料及び最終提案書により、契約締結の諸条件について、優先交渉権者と詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者との詳細協議が整い次第、優先交渉権者を契約事業者(以下「事業者」という。)とする契約を締結する。優先交渉権者との詳細協議が整わない場合は協議を打ち切り、次点交渉権者と契約締結の諸条件について詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者又は次点交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口 : 千葉市市民局 市民自治推進部地域安全課

所在地 : 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階

電話 : 043-245-5264

FAX : 043-245-5155

E-mail : chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp

6 事業全体スケジュール(予定)

(1) 本事業は、次の日程で行う。

	項目	日程
1	募集要項の公表及び配布期間・参加表明書受付期間	令和8年2月4日(水)～ 令和8年2月25日(水)
2	質問受付	令和8年2月4日(水)～ 令和8年2月18日(水)
3	回答公表	令和8年2月20日(金)
4	参加資格確認結果通知	令和8年2月27日(金)
5	提案辞退届の提出	令和8年2月27日(金)～ 令和8年3月5日(木)
5	企画提案書類受付期間	令和8年3月2日(月)～ 令和8年3月13日(金)
6	企画提案審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年3月23日(月)
7	選定結果通知、優先交渉権者の決定	令和8年3月30日(月)
8	委託仮契約の締結	令和8年4月中予定
9	委託本契約の締結	令和8年6月下旬～7月上旬予定
10	現地調査等期間	本契約締結日～令和10年3月31日(金)
11	工事期間	令和9年4月1日(木)～ 令和10年3月31日(金)

12	維持管理期間	令和10年4月 1日（土）～ 令和20年3月31日（水）
----	--------	---------------------------------

(2) 本提案募集の手続

本プロポーザルの公募を以下のとおり行う。

ア 募集要項の配布

令和8年2月4日（水）から本市ホームページへ公表する。

イ 募集要項に関する質問受付

本件に関し質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出することができる。質問書は以下のとおり提出すること。なお、本件の趣旨からかけ離れた質問や、電話やFAX、郵送又は来訪による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けない。

(ア) 提出期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月18日（水）午後3時までとする。

※最終日を除き、提出時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、期日時間厳守とする。

(イ) 提出方法

電子メール又は持参とし、電子メールの場合には表題に「千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託事業質問書」と明記する。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

(ウ) 提出先

事務局へ提出（5－（6）参照）

(エ) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和8年2月20日（金）に本市ホームページへ公表することとし、回答に関する電話、口頭による個別対応は行わない。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は受け付けない。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の受付

応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を以下のとおり提出すること。

(ア) 参加表明書の受付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月25日（水）までとする。

※提出時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(イ) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

(ウ) 提出先

事務局へ提出（5－（6）参照）

(3) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

- ア 参加表明書（様式第2号）
グループの代表者名で作成し提出すること。
 - イ グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割）を明確にすること。また、グループの構成員間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。
 - ウ 印鑑証明書
所管法務局発行の証明書で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。なお、写しでも可とする。
 - エ 商業登記簿謄本
現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。なお、写しでも可とする。
 - オ 納税証明書
最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。
 - カ 財務諸表等
最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。
 - キ 企業概要等
 - (ア) 企業概要（様式第4号の1）
 - (イ) 企業状況表（様式第4号の2）
 - (ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
 - (エ) 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）
 - (オ) 関連事業実績一覧表（様式第4号の5）
 - (カ) 建設業の許可証明書の写し（施工役割、維持管理役割を担う者）
 - ク 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）
 - ケ 役員等氏名一覧表（様式第5号の2）
- (4) 参加資格確認結果、提案要請書の通知等
令和8年2月27日（金）に参加資格確認結果通知書を応募者（代表者）に文書で通知する。
- (5) 参加を辞退する場合
参加資格確認結果通知書にて参加資格が認められた応募者が以降の参加を辞退する場合は、令和8年3月5日（木）午後5時までに提案辞退届（様式第6号）1部を、事務局へ郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。
- (6) 事業提案書の提出
参加資格確認結果通知書にて参加資格が認められた応募者は、本プロポーザルの事業提案書を以下のとおり提出すること。
- ア 受付期間
令和8年3月2日（月）から令和8年3月13日（金）まで

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

イ 提出方法

持参若しくは郵送による。

ウ 提出先

事務局へ提出（5－（6）参照）

エ 事業提案時の提出書類

応募者は次の提出書類を作成し、各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。また、各様式に記載される添付書類についても合わせて提出すること。

（ア）提案書提出届（様式第7号）

（イ）提案総括表（様式第8号）

（ウ）事業資金計画書（様式第9号）

（エ）現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第10号）

（オ）防犯街灯管理システムに関する提案書（様式第11号）

（カ）工事中の対応・廃棄計画書（様式第12号）

（キ）使用機器提案書（様式第13号）

（ク）市内工事業者の活用に関する提案書（様式第14号）

（ケ）維持管理等提案書（様式第15号の1～第15号の2）

（コ）契約終了後の対応（様式第16号）

（サ）本事業における独自提案書（様式第17号）

オ その他

（ア）グループの代表企業が提出すること。

（イ）原則A4判の用紙とする。また、カラー印刷も可とする。

（ウ）提出部数は7部（正1部、副6部）とする。

なお、副本については業者名又は業者名が推測される表現等を除くこと。

（エ）各様式の注意事項をよく確認して作成すること。

7 提案書に係る記載事項等

（1）基本事項について

ア 提案書の無効

本プロポーザルは本事業についての提案を求めるものであり、募集要項に記載された事項以外の提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする。

イ 提案書の様式について

別紙「千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託事業公募型プロポーザル提出書類様式」に示すとおりとする。なお、文字サイズは原則として12ポイントを基本とするが、可読性に配慮したサイズの使い分けは可とする。

8 提案書における提示条件

応募者は次の条件に基づき提案書を作成する。

- (1) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること。
- (2) 維持管理内容を記載した事業計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行えること。
- (3) 工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、既設設備の更新工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に起因する費用は事業者が負担すること。

9 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

- ア 本市が設置する検討審査会が、事業資金計画、実施体制、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器や省エネ性などの観点から総合的な審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。評価基準については、「別表1 評価基準書」のとおりとする。
- イ 審査員全員の合計点が満点の5割(250点)に満たない場合は、契約候補者に選定しない(参加者が1者の場合を含む)。

(2) 提案評価

ア 審査日程及び実施方法

日程：令和8年3月23日(月)を予定

※詳細については、別途通知する。

方法：プレゼンテーション形式

提案時間：1応募者当たり約30分を上限とする(応募者による提案要旨説明約20分、質疑応答約10分を予定)。

出席者：4名以内とする。

(ア) プレゼンテーションは、提出した提案書を基に行うことを原則とするが、パワーポイントを用いることも可とする。その場合、提案書の内容に沿ったものとする。

(イ) 説明に用いる機器等(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)の使用は可とする。

パソコンは応募者が持参とし、その他の設備については別途応募者の申し出により本市で検討し回答とする。

(ウ) プレゼンテーション当日に追加資料を配布することは不可とする。

イ 審査結果の通知

(ア) 審査の結果は、令和8年3月30日(月)に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

(イ) 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けしない。

(ウ) 優先交渉権者及び次点交渉権者を本市ホームページへ公表する。

ウ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 提案期限を過ぎて事業提案書が提出された場合

- (イ) 事業提案書に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 本募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 事業提案書の事業費が提案上限額を超えている場合
- (カ) その他不正な行為があった場合

10 契約に関する事項

(1) 契約の手順

本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続を行う。

(2) 契約の時期（予定）

本プロポーザルは令和8年第1回定例会における予算の議決、令和8年第2回定例会における契約の議決を前提とした事前準備手続きであり、議決後に効力を生じる業務となる。よって、令和8年第1回定例会における予算の議決後に仮契約を締結し、令和8年第2回定例会における契約の議決後に本契約を締結するものとなる。

したがって、議会において否決された場合は、本事業に関わる契約は締結しないものとする。なお、契約を締結しない場合においても、本プロポーザルの参加者が提案に要した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

ア 仮契約：令和8年4月中

イ 本契約：令和8年6月下旬～7月上旬

(3) 契約の概要

本市と優先交渉権者が、本募集要項、提案書及び事業計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容、支払い方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法、時期等について明記するものとする。

(4) 契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとする。ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。